



2018年12月13日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ス ペ ク ト
代表取締役社長 カーティス・フリーズ
(コード番号：3528 東証第2部)
問い合わせ先 代表取締役常務 田 端 正 人
電 話 番 号 0 3 (3 4 7 0) 8 4 1 1 (代 表)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたしました。また、これらと併せて、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第116期 内部統制報告書 (自2016年4月1日至2017年3月31日)

第117期 内部統制報告書 (自2017年4月1日至2018年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所には _____ を付して表示しております。

(1) 第116期 内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響

を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成 29 年 3 月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、海外案件に係る現地での納税を契機に、過年度に計上した税金費用の金額について平成 29 年 3 月期まで遡り誤りがあったことが判明したため、平成 30 年 11 月 20 日、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置、さらに同年 11 月 28 日に調査対象として、平成 30 年 3 月期の第 2 四半期に The Prospect Japan Fund Limited（以下、「PJF」という。）を完全子会社とした際の会計処理も追加のうえ、専門的かつ客観的な調査を進めました。

平成 30 年 12 月 13 日に特別調査委員会による調査報告書を受領し、当社は平成 29 年 3 月期以降の法人税及びそれに関連する繰延税金資産、並びに PJF に関しても財務諸表利用者の投資判断の観点からより適切な連結会計処理に見直しを行った結果、平成 29 年 3 月期及び平成 30 年 3 月期の有価証券報告書、並びに平成 30 年 3 月期第 1 四半期から平成 31 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書について決算訂正を行い、平成 30 年 12 月 13 日に訂正報告書を提出いたしました。

これは当社経理部においてグローバル案件に係る税務会計スキルを十分に有する人材が乏しかったことが背景にあります。具体的には、海外案件に関する各種論点の検討にあたって、関係者間、特に当社経理部と海外関係者との間でコミュニケーションが必ずしも十分ではなく、当社が新たに取り組みを開始した海外不動産事業に関する外国法人税の検討、海外事業の買収に関する会計処理について多面的な観点からの検討が不足しておりました。また、これらの点に関し、リスクに応じた外部専門家の活用が適切に行えておりませんでした。ただし、前述の会計処理の訂正に至ったことは、当社の連結決算体制が必ずしも十分とは言えないからであり、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上において、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、特別調査委員会の報告書や本件誤謬に関連する事実関係及び反省等を踏まえて、以下の再発防止策を実行してまいります。

- (1) 税務会計面等に関する研修制度
- (2) 税務会計面に精通した人材の獲得を含めた陣容の拡大と充実
- (3) グローバル案件対応を可能とする適切な人材の配置
- (3) リスクに応じた専門家の適切な活用

以上

(2) 第 117 期 内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、PJF は平成 29 年 7 月 27 日付けで連結子会社となったものであり、株式の取得が会社の第 2 四半期連結会計期間に行われ、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続きが実施できませんでしたが、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

PJF は平成 29 年 7 月 27 日付けで連結子会社となったものであり、株式の取得が会社の第 2 四半期連結会計期間に行われ、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続きが実施できませんでしたが、下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成 30 年 3 月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、海外案件に係る現地での納税を契機に、過年度に計上した税金費用の金額について平成 29 年 3 月期まで遡り誤りがあったことが判明したため、平成 30 年 11 月 20 日、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置、さらに同年 11 月 28 日に調査対象として、平成 30 年 3 月期の第 2 四半期に PJF を完全子会社とした際の会計処理も追加のうえ、専門的かつ客観的な調査を進めました。

平成 30 年 12 月 13 日に特別調査委員会による調査報告書を受領し、当社は平成 29 年 3 月期以降の法人税及びそれに関連する繰延税金資産、並びに PJF に関しても財務諸表利用者の投資判断の観点からより適切な連結会計処理に見直しを行った結果、平成 29 年 3 月期及び平成 30 年 3 月期の有価証券報告書、並びに平成 30 年 3 月期の第 1 四半期から平成 31 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書について決算訂正を行い、平成 30 年 12 月 13 日に訂正報告書を提出いたしました。

これは当社経理部においてグローバル案件に係る税務会計スキルを十分に有する人材が乏しかったことが背景にあります。具体的には、海外案件に関する各種論点の検討にあたって、関係者間、特に当社経理部と海外関係者との間でコミュニケーションが必ずしも十分ではなく、当社が新たに取り組みを開始した海外不動産事業に関する外国法人税の検討、海外事業の買収に関する会計処理について多面的な観点か

らの検討が不足しておりました。また、これらの点に関し、リスクに応じた外部専門家の活用が適切に行えておりませんでした。ただし、前述の会計処理の訂正に至ったことは、当社の連結決算体制が必ずしも十分とは言えないからであり、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上において、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日までに是正することができませんでした。

当社は、特別調査委員会の報告書や本件誤謬に関連する事実関係及び反省等を踏まえて、以下の再発防止策を実行してまいります。

- (1) 税務会計面等に関する研修制度
- (2) 税務会計面に精通した人材の獲得を含めた陣容の拡大と充実
- (3) グローバル案件対応を可能とする適切な人材の配置
- (4) リスクに応じた専門家の適切な活用

以上

以上